

平成 26 年 10 月 20 日

平成 27 年度予算編成方針

米原市長 平尾道雄

1 社会経済情勢および国の動向

内閣府の月例経済報告（平成 26 年 9 月）によると、「景気は、このところ一部に弱さが見られるが、穏やかな回復基調が続いている。」と報告され、先行きについては、「当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」とされている。

国においては、平成 26 年 6 月 24 日に「経済財政運営と改革の基本方針 2014」の閣議決定、7 月 25 日には「平成 27 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」の閣議了解がされ、「中期財政計画」（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）に沿って、平成 26 年度予算に続き、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。そのため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」とされている。

これを受けての各省庁からの概算要求総額は、一般会計ベースで過去最大の 101 兆 6,806 億円となり、初めて 100 兆円の台を超え、このうち、人口減少対策や地域活性化など「地方創生」に関する特別枠「新しい日本のための優先課題推進枠」は、上限に迫る 3 兆 8,758 億円、東日本大震災復興特別会計要求額は 3 兆 5,480 億円となっている。

平成 26 年中に経済状況等を総合的に勘案して判断するとされている平成 27 年 10 月の消費税率の 10%への引上げが注目される中、新たな政策等と同様に、今後の動向に注視していく必要がある。

2 県の動向

県においては、平成 10 年度以来、数次にわたる財政構造改革の取組により、県債残高の縮減や基金残高の確保が図られるなど一定の成果が現れているものの、平成 26 年度当初予算編成では約 127 億円の財源不足が生じており、依然として厳しい状況が続いている。

平成 27 年度に向けては、本年 9 月に「平成 27 年度に向けた施策構築について」が示され、これまで「住み心地日本一の滋賀」の実現を目指して取り組んできた未来戦略プロジェクトの成果を総括し、新たな施策展開に向けた第 1 歩を踏み出す重要な年度と位置付けている。予算上の取扱いとしては、施策構築に当たっての 7 つの重点テーマを具現化するための必要な新規のソフト事業に対処するために重点化特別枠を設けることとしている。

3 本市の財政状況と直面する行政課題

本市の財政状況は、平成25年度普通会計決算による主な財政指標では、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は81.1%で、平成24年度と比べて1.3ポイント改善、公債費の負担割合を示す実質公債費比率は、3か年平均で7.0%となり、平成24年度より3.8ポイント改善した。また、将来負担比率も前年度に引き続き「算定なし」という結果となり、一定の改善は見られるものの、平成27年度以降、普通交付税の合併算定替（約17.2億円）の段階的縮減が始まることで、今後の財政運営は更に厳しい状況に向かうこととなる。

このような状況の中、本市の経済基盤の確立に向けた最重点事業である米原駅東部土地区画整理事業の保留地販売は、進出意向事業者との土地の利活用に向けた協議などの動きがあるものの、依然として先行きが不透明となっており、平成29年度までの多額の起債償還財源の確保が懸念されるところである。また、小中学校の学校施設環境改善事業を始めとする教育関連施設の整備、米原小学校区の保育・教育施設再編方針に基づく就学前施設の再整備、米原モデル構想に基づく地域包括医療福祉センターの整備、老朽化した防災行政無線の市内全域再整備、さらには庁舎の在り方を含めた公共施設の再編などのハード面の課題に取り組んでいかなければならない。一方では、子育て支援、就労・定住促進支援、さらには増大する社会保障関連経費への対応策など直面する諸課題に対応していかなければならない。

その上で、財政規模のスリム化を図るための事務事業の整理が急務であることを念頭に置きながら、平成27年度の予算編成は、限られた財源の中で施策を着実に推進していくために、緊急性、妥当性などを見極めながら厳しい選択を迫られることになる。

4 平成27年度施策の基本方針

市が行う各施策は、現世代が安心して暮らすことができ、かつ、将来の世代に責任が持てるものでなければならない。このことを念頭に置き、「平成27年度施策構築に当たっての骨格指針」（平成26年7月8日付け市長通知。以下「骨格指針」という。）に示したことを基本に、以下に掲げる取組を重点取組事項とする。

【重点事項】

- ① 子どもが輝き、「未来を創る力」と「希望」を育てるまちづくり
- ② 地域の誇りと価値を創造し、その価値を活かしたまちづくり
- ③ 住みよさと定住促進にこだわるまちづくり
- ④ 「まいばら」の強みを活かし、新たな強みを創るまちづくり
- ⑤ すべての人に、心やすらぐ「癒し」と「生きがい」の居場所が備わるまちづくり

5 予算編成の基本方針

平成27年度の予算編成に当たっては、市民に寄り添い、地域に密着した予算を作り上げること、このことを基本方針として位置付けることとする。ついては、地域担当職員制度の取組成果、現場主義に立った創意工夫による施策展開や市民サービスの向上への取組を特に推進するものとし、「4 平成27年度施策の基本方針」に沿って、市の役割や施策の緊急度、重要度を的確に判断し、「選択と集中」により真に必要な行政サービスを見極め、メリハリのある予算編成を行うこととする。また、中期財政計画（平成26年10月策定）を踏まえ、前年度に引き続き全事業を査定対象とする1件審査方式とし、中長期的な視点に立った持続可能な行財政基盤の確立を目指し、財政の健全化を推進することとする。

一般会計については、行財政マネジメントシステムにより、継続事業、投資的事業、新規政策事業等に係る経費など必要となる一般財源総額と歳入で見込まれる税等の一般財源を可能な限り把握し、本年度も予算編成の基本原則である「歳入に見合った歳出」による収支のフレームを設定しているところである。各部局においては、各施策の目標に対する進捗状況、社会の動き、予算執行状況など十分な分析を行った上で年間予算を見積もることとする。

(1) 全般的事項

- ア 各部局長は、オータムレビューを踏まえた部局別重点目標の再精査を行い、部局間・部局内での協議・調整を進め、真に必要な性の高い施策・事業への重点化を図り、戦略、方針を明確にすること。
- イ 重点取組事項に関するものについては、重点的に予算配分するものとする。各部局において、積極的に市長政策提案の具現化事業や行政課題解決に向けた新規提案事業を盛り込むこと。
- ウ 平成27年度は合併10年の節目となることから、このことを意識した創意と工夫による事業展開を図ること。
- エ 新たに立ち上げる事業については、企画・計画の段階から目的、目標、費用対効果、終期、後年度負担などを十分に検討した上で、制度設計を行うこと。なお、財源については、既存の事務事業の見直しを行う中で所要財源の確保を図るとともに、必要に応じ予算要求までに総務部財政課と協議し、所要の手続を終えることとする。
- オ 予算要求に当たって、政策的経費および臨時的経費については、「平成26年度部局別戦略ヒアリング（オータムレビュー）の概要について（平成26年10月20日定例部長会報告）」および「総合計画実施計画事務ヒアリングの結果概要（平成26年9月8日付け政策推進課

長および財政課長通知) 」を踏まえること。

- カ 国の2015年度予算概算要求における関係省庁の重点施策等の情報収集に努めるとともに、時期を逃さない制度の有効活用、補助財源の確保に最善の努力をすること。
- キ 市民、地域、市の役割を十分認識した上で、現場主義を徹底し施策に反映するものとし、部内はもとより部局間においても綿密な連携を図り、部局の枠にとらわれない横断的な視点も踏まえて、調整すること。
- ク 自治会等の要望に対する事業化に当たっては、自治会や地権者等との合意形成、受益者負担、事業効果等について、自治会ヒアリング結果等により十分協議・調整した上で所要額を見積もること。
- ケ 指定管理委託料については、市の仕様書について再度確認を行うとともに、市のモニタリングを踏まえ、指定管理事業実施状況と前年度決算状況、さらには公の施設使用料および減免の取扱いの見直しによる影響など、十分な検証を行うこと。なお、必要に応じて指定管理者との協議、年度協定事項の見直しなど適正な指導・助言に努めること。
- コ 予算の見積りに当たっては、発注形態、発注方法、発注時期等を十分想定した上で見積もることとし、必要に応じて総務部管財課と事前協議を行うこと。また、電算システムの導入やプログラム改修についても同様に事前協議を行うこと。
- サ 平成27年10月からの消費税増税を想定した適正な予算見積りを行うこと。
- シ 新年度当初から予算執行して市民サービスがスタートできるよう、平成26年度中に所要の準備を整えた上で予算要求すること。

(2) 財政の健全化の推進

本市の健全な財政基盤を確立するため、適正な予算規模の維持のほか、これまで市債の繰上償還や基金の積立てにも積極的に取り組んできた。予算要求に当たっては、無駄を排除するため、過去の決算や執行状況等について徹底した分析・検証を行うとともに、事業の評価や実績を踏まえた必要最少限の予算見積りを行い、全庁を挙げて財源不足を縮減することとする。

(3) 行財政改革の推進

行財政改革の推進に当たっては骨格指針でも示しているところであるが、各部局においては、「行財政マネジメントシステム」による総合計画実施計画調書の事務事業の評価・改善・方向性を十分に踏まえ、「何をやめ、何を残し、何に新しく取り組むのか」という厳しい選

択を行い、制度の根幹にまで立ち返って検証し、事務事業の整理合理化を徹底して行うこととする。

(4) 都市経営マネジメントの推進

各施策の実施に当たっては、民間の発想の手法やアウトソーシングの導入など、工夫を凝らすとともに、実効性の高い施策を構築すること。また、あらゆる観点から協働のまちづくりを推進するとともに、市民団体の組織力や地域力の向上を目指すこととする。また、予算措置に当たっては、各部局が説明責任を果たし、市政運営における市民との情報共有を図るものとする。

(5) 特定財源の確保

事務事業に係る特定財源の確保については、施設使用料および手数料の見直しによる影響を適正に把握するとともに、事業に伴う受益者の経費負担の在り方を検証し、一般財源充当の適正化を図るものとする。また、国県支出金については、国や県の予算（補正予算を含む。）の動向に注視するとともに、その獲得に努めるものとし、補助金等の減額や制度の廃止があった場合には、漫然と市費に振り替えることなく、廃止も含めた抜本的な事業の見直しを必ず行うこと。

(6) その他の歳入の確保

本市歳入の根幹をなす市税収入については、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から課税客体の的確な把握に努めるとともに、各部局において策定した債権管理マニュアルに基づく適正な債権管理による収納率の向上に向け、より一層の取組強化を図ることとする。

分担金、負担金、受講料等については、受益者の適正な負担を求めることとし、歳入予算への反映を怠らないこと。

また、公共施設再編計画に基づき、市有地の有効活用と、保有意義の低下した市有地の売却を進め、歳入の確保に努める。さらに、広告事業の一層の拡充などあらゆる観点から創意工夫を行い、新たな財源の創出に努め、少額であっても見込めるものについては、漏れなく見積もること。

6 特別会計および企業会計について

特別会計および企業会計における平成27年度予算編成に当たっては、一般会計と同様の取扱いと

する。については、所管する事業の経営状況や諸課題を的確に捉え、適切な予算を見積もること。特に、使用料、保険料等の市民負担の適正化を基本に財源の確保を図るとともに、将来にわたる収支見通しに基づく経費の節減、合理化に努めることとする。また、一般会計からの繰入れについては、基準内繰出し、基準外繰出しを明確にした上で、繰出基準の範囲内とすることを基本にして、財政運営の確保を図ることとする。

(1) 国民健康保険事業特別会計

被保険者数の推移、医療費の見込みについて検証し、さらには保険課および健康づくり課の両課の積極的な連携による医療費適正化に向けた取組を示し、今後の財政収支を見通した上で、予算編成に取り組むこと。

(2) 国民健康保険直営診療所事業特別会計

平成26年度の決算収支見込みや米原診療所の平成27年10月からの指定管理者制度への移行による管理運営経費を十分精査した上で収支を見通し、予算編成に取り組むこと。

(3) 介護保険事業特別会計

「第6期介護保険事業計画」の策定状況に基づき、次年度以降の見込みについて分析した上で予算編成に取り組むこと。特に平成26年度に取り組んだ給付適正化事業の検証を踏まえるとともに、更なる給付の適正化、地域支援事業への取組など、部内の積極的な連携による事業展開を図ること。

(4) 後期高齢者医療事業特別会計

これまでの保険料および給付費の動向を検証し、次年度の見込みについての根拠を明らかにした上で、予算編成に取り組むこと。

(5) 農業集落排水事業特別会計および流域関連公共下水道事業特別会計

公会計基準の見直しによる法定期限を見据え、施設の長寿命化対策、耐震化対策などの事業計画を踏まえた中長期的な財政収支見通しを示すとともに、コンポストセンター事業の今後の在り方も踏まえた上で、予算編成に取り組むこと。特に使用料等については、中長期的見通しに立って改定を検討すること。

(6) 米原駅東部土地区画整理事業特別会計

平成 26 年度決算見込を考慮し、平成 29 年度事業完了に向けた資金収支計画を見直した上で、予算編成に当たること。

(7) 住宅団地造成事業特別会計

販売残区画の早期完売に向けた新たな戦略について検討すること。

(8) 水道事業会計

安定した水道水供給のため、水道施設の整備を進めるとともに、有収率向上のための適正な予算を見積もること。あわせて、市水道事業に基づく事業年次計画および収支計画を検証し、見直すこと。